



議会だより

●平成二十四年第四回定例会

●もくじ

審議された議案と結果……………	P 2
一般質問要旨……………	P 4
決算特別委員会審議要旨……………	P 7
共有不動産分割の訴えに関する 調査特別委員会審議要旨……………	P 12
第5回臨時会議案審議要旨……………	P 17
(表紙写真 消防団出初式)	

第145号

平成25年2月

発行／喜茂別町議会 編集／喜茂別町議会
議会広報編集委員会



平成24年第四回定例議会

審議された議案と結果

第四回定例会は、12月13日から14日までの2日間の会期で行われ、冒頭、町長から高齢者見守りコールセンター事業、観光振興、社会イノベーション事業、俱知安厚生病院への今後の取り組みの行政報告があり、続いて、松橋議員・館内議員・堀議員から7件の一般質問がありました。

議案の審議については、決算特別委員会（館内榮委員長）で審議された平成23年度各会計の決算が認定されたほか、京極町と喜茂別町の学校給食事務の委託、後志広域連合規約の変更、補正予算4件と、議員発議による議会会議規則、委員会条例改正の議案が審議され、いずれも原案どおり可決されました。

認定 第5号

平成23年度簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算認定

認定 第6号

平成23年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定

（認定第1号から認定第6号までの各会計の決算については、認定されました。）

議案 第1号

京極町と喜茂別町の学校給食事務の委託

喜茂別町の学校給食の管理及び運営を、京極町が設置する学校給食センターに委託するための議決です。

原案可決

認定 第1号

平成23年度一般会計歳入歳出決算認定

議案 第2号

後志広域連合規約を変更するための協議

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の改正に伴い、後志広域連合の地域支援事業に要する経費の負担率を改正するため、規約を変更するものです。

原案可決

認定 第2号

平成23年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

認定 第3号

平成23年度介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定

議案 第3号

平成24年度一般会計補正予算（第8回）

歳入では、地籍調査事業費減少に係る国・道補助金2百60万5千円の減額、除雪ドーザ購入費の減少に伴う補助金及び町債で1千3百72万2千円の減額、農業体質基

認定 第4号

平成23年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

議案
第5号

平成24年度簡易水道事業等特別会計補正予算（第3回）
歳入では、御園ポンプ場建設工事に係る補助金1千4百30万9千円の増額と、それに伴う町債1千4百80万円の減額、歳出では、契約金額確定による4百36万6千円を減額し、予算総額は1億5千3百78万円となります。

原案可決

議案
第4号

平成24年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）
保険基盤安定負担金等に係る後志広域連合負担金を増額するための補正で、29万7千円を増額し、予算総額は3千3百55万3千円となります。

原案可決

盤整備促進事業に係る補助金1千7百5万円の増額、社会イノベーション推進のためのモデル事業交付金等79万7千円の増額、歳出では、農業体質基盤整備促進事業となる比羅岡地区農作業道改良事業費3千1百万円、社会イノベーション事業協議会補助金等1百30万5千円、財政調整基金積立金8百86万9千円の増額、除雪ドーザ購入費不用額1千7百55万2千円、各特別会計繰出金減額1千3百6万9千円、契約金額確定等による不用額8百66万8千円で、9百88万円を減額し、予算総額は30億1千9百11万5千円となります。

原案可決

議案
第6号

平成24年度公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）
契約金額確定による工事費等3百28万6千円を減額し、予算総額は1億4千4百89万6千円となります。

原案可決

議案
第1号

議会会議規則の一部を改正する規則
平成24年9月公布の地方自治法の一部改正に伴う改正で、自治法の条項の変更による改正です。

原案可決

議案
第2号

議会委員会条例の一部を改正する条例
発議案第1号と同じく、地方自治法の一部改正に伴う改正で、委員の選任に係る規定を定めるものです。

原案可決



保育所餅つき

放課後児童クラブ事業

退所までの児童の自律・自覚期間が必要では

放課後時間の有効活用等の指導を一層充実する



松橋 正樹議員

松橋

放課後児童クラブは、昼間保護者のいない家庭の小学校低学年の育成、指導に資するため開設し、遊びを通じて生活指導・学習指導を行い、児童の健全な育成を図ることを目的とし運営していますが、保育の対象は、小学校1学年から3学年までとなっている。

しかし、退所後間もない4学年の児童が、放課後児童クラブのない新しい生活・学習環境に馴染めないでいるとの心配の声が、保護者から寄せられている。例えば、3学年後半から4学年前半を慣らし期間とするなど、児童の自律・自覚を促す期間を設けるべきだと思う。

また、保育時間は、18時までとなっているが、保育所の運営

時間と統一する考えはないのか。

教育長

本事業は、児童福祉法の規定による子育て支援策により、概ね10歳未満の児童に対し、小学校の授業終了後に、公共施設等を利用して適切な遊びや学びなどの生活の場を与えて、子どもたちの健全育成を図ることを目的としている。

本町では、小学校1年生から3年生までの児童を対象として、「笑みくな」に開設し、現在、21名の児童が入所している。適切な保育指導を行うため、定員を設けており、現行では25

名としているが、笑みくなの保育室の面積から考えて適切な入所可能人員と考えている。

次年度の入所見込み児童数は、現在のところ不確かであるが、就学児童数等から勘案すると定員を超えることになり、現行通りで理解願いたい。

なお、当児童クラブでは、入所児童に規則正しい学習習慣や生活習慣を身につけられるよう指導しているが、今後とも、退所後に家庭や地域において、放課後の時間の有効活用や、安全な生活をおくるための指導等について、一層の充実を図る。

また、保育所での保育時間は午後6時30分までとなっており、両方の施設入所保護者に、迎え等に不都合が生じることになるので、平成25年度から午後6時30分に統一する。

消防庁舎等の設備

震災等に対応できる庁舎、設備が必要では

公共施設更新長期計画の最優先課題とする

松橋

本町の消防庁舎は、築40年以上の建物で、この先、災害が発生した場合、老朽化しており、耐久性に問題はな

いのか。

また、原発に対する対応からも、司令塔関連のハイテク化が進行している中、30km圏内の他

町村消防庁舎が機能できない場合、本町の庁舎では対処できないと思うが、町長の考えは。

町長

先の議会でも、公共施設更新の長期計画の必要性が求められており、この計画の中の最優先課題として取り組むが、建設費用は勿論のこと、羊蹄山ろく消防組合、特に留寿都との関係、救急体制の程度や建設費の決定、調査・設計・建設と時間が必要となるので、出来るだけ早い議論を行い、町民の皆様の安心・安全につなげていく。

原発等の災害時の対応は、小樽を除く後志管内の消防本部は、全て30km圏内に設置されており、避難を求められた場合、その機能は失われる。

30km圏外の町村でも代替施設の必要性があり、消防組合の消防計画の見直しの際、本町としての意見反映を行う。

介護老人福祉施設利用料

町独自の低年金受給者に対する利用料負担軽減を

開設後の状況を見ながら、判断していく



館内 榮議員

館内

町民待望の介護施設が平成25年6月オープンとなるが、1人1室のユニット型のため、施設利用料が高い。

年金受給額も年々低くなると思われ、本町で長年生活してきた町民に対して、町独自の助成ができないか。

特に、低年金受給者への措置の考えはないのか。

町長

介護保険利用者負担額は、所得区分に応じて1カ月の負担上限額が決められており、町民税が非課税の老齢年金受給者、生活保護被保護者及び公的年金受給者で所得金額が80万円以下の方は月額1万5千円、それ以外の町民税非課税の方は月額2万4千6百円が上限

となっている。

また、食費、居住費についても、町民税非課税の方は、介護サービス利用者負担減措置等が

暖房費の助成

低所得者等に対する暖房費助成条例等の制定を

様々な状況を勘案し、臨機応変に対応する

館内

平成19年9月定例会一般質問で、低所得者、年金生活者への灯油等助成について、質問しているが、単年度で終了している。

ここ数年、灯油代も高値で推移しており、道内他町村で、毎年暖房費の一部助成をしているところもあり、本町も条例等を制定して助成する考えは。

町長

前年度から、灯油の販売価格は、90円前後で推移しており、過去、最も高値を記録した平成20年に匹敵する水準であると認識している。

講じられており、年金生活の高齢者も施設入居が可能であるため、本町独自の助成は、現段階では考えていないが、開設後の状況を見ながら、判断していく。

過去には、平成19年度と20年度に高齢者世帯を中心に、灯油価格の急激な高騰に対する負担軽減を図る目的で、「福祉灯油給付券」を交付する施策を緊急実施した。

今年の特徴は、急激な高騰、激変という感覚が認められない反面、灯油の価格が1年以上にわたり、高値で推移している。

今後、節電対策との関連と合わせ、販売価格や管内町村の動向等を引き続き注意し、必要性が生じた場合は、所要の検討をすることとしている。



まちづくり懇談会（比羅岡地区）

館内

ここ2、3年高値で、実際、高齢者の方の部屋では寒い状態であり、電気毛布などは、低温やけども出ているように見受けられるので、条例化していくべきと思うが。

町長

この問題については、町村長の中でも議論がさされているところであり、一歩間違っているとバラマキ政策になる。条例で縛りをかけることではなく、その時々で臨機応変に対応するので、理解願う。

農業振興対策

農業者向けの低額な水道料金の設定を

全町的な料金体系の統一の際に検討する

館内

トマト栽培を始めたいが、水の使用に問題があるので、ハウス栽培に踏み切れないとの話をよく耳にする。

町の水道に余裕があるのであれば、別に水道メーターを取り付け、低額な料金設定をする考えはないのか。

町長

今年度のまちづくり懇談会において、全町的な料金体系の統一に向けた考えを示した中で、農業者向けの水道料金の設定を考えている旨の話をしている。

具体的には、平成27年度に向けて、料金設定を進めていくこととしており、農業者の方々の意見を聞き、決定していく。

消防庁舎の建替え

建替えのための目的基金の積立てを

建設地及び目的基金など、早期に議論の場を設ける

館内

消防庁舎は、木造づくりで、見た目にも危険に見えるので、別の場所に建替えよう、5年、10年先のことを考えて、目的基金の積立をする等の考えはないのか。

が、財源などのこともあり、目的基金の創設も含め、検討を行う。

建設場所は、最低でも2百坪は必要であり、国道又は道道と接する条件になると思うが、早期の予定地選定と、その機能の選択を議論する場を設けていく。

町長

消防庁舎の建替えについては、公共施設更新に係る長期計画において反映を図

観光振興対策

商工会の観光振興に対する町の対策を求める

郷の駅を中心とした停留型観光を更に発展させる



堀 浩和議員

堀

地域振興施設の2階部分に商工会が入り、新たな商工業の活性化に向けた取り組みに期待をしているが、商工会には自主財源がなく、今回の移転に対する支援や、新たな事業に対する支援はないのか。

また、市街地活性化により郷の駅ができ、通過型観光から停留型観光へと転換しているが、喜茂別町に来ていただくための更なる新たな観光振興に向けた対策についての考えは。

町長

新年度予算に向けた、商工会からの要望書を受けており、その中で、中山峠の災害を教訓とした、地元商店街の活性化に向けた新事業を含め、地域振興施設への移転に伴う費

用について、町への支援が要望されている。

地域に密着したサービスの展開や、魅力ある特産品開発の販売、空き地・空き店舗を活用した起業の促進など、町全体の産業活性化に果たす商工会の役割は、大きいものがあり、要望書の内容等も十分に検討し、25年度予算に反映していく。

観光振興対策は、これまでの中山峠地域を中心とした通過型から、市街地の郷の駅を中心とした停留型に変わりつつあると考えている。

この流れを、更に発展させ、本町を目的として訪れていただく観光へと進めることが重要である。

また、特産品開発、情報発信に関する各機関との連携不足や、観光を推進する新たな組織の必要性に関し、具体的な組織像や役割について検討を進める。

決算特別委員会審議要旨(10月26日開催)

松橋委員

財政調整基金が、6億8千7百万円と記載してあるが、このまま増やし続けるのか、それとも何かの目的で使うのか。

内村副町長

公共施設等の補修・維持管理経費の節減を図ってきているので、これらに一定の投資額を確保した上で、必要に応じて事業に充てていく。

松橋委員

必要に応じて取り崩すというが、もう何か目的があるのか。

内村副町長

財政調整基金は、どれに充てるという特定の目的を持った基金ではないが、今、想定されるのは、簡易水道配水管の整備に大きな額がかかる見込みである。また、公共施設の建設も、今まで出来なかったものなど、計画を立て、進めてまいりたい。

松橋委員

2年間かけた、地域おこし協力隊を、町はどう評価しているのか。

内村副町長

この2年間の中で改めて、地域における交通体系のあり方が見えてきたこと、また、8名の協力隊員が定住されたことに一定の評価をしている。

松橋委員

広報広聴費の14節、使用料及び賃借料が、当初予算2百万9千円で、不用額66万7千8百48円とあるが、その詳細は。

伊藤企画室長

北電及びNTTの電柱に、町の光ケーブルが共架しており、ケーブル移設工事が1月となつたため、共架代の決定に時間を要し、確定が3月となり、補正ができず残額が生じた。今後は、実施事業者に対し、早期の工事実施と完成を求め、残額が生じないように努める。

松橋委員

歳出で気になる件を、9回ほど質問したが、不用額は当初予算に対し、ゼロに近づくものと認識している。

50万円を超えるものが、十四・五件あり、さらに、40万円、30万円、20万円を入れると、相当の数となるが、これをどう捉えているのか。

内村副町長

不用額については、支出の性質上、補正に馴染まないものもあるが、多額になっていることは、当初積算の課題もあることから、予算ヒアリングで具体的な積算を行う。

また、今後の財政運営の中で、出来るだけ適切な形で予算執行するよう努める。

近藤委員

実質収支に関する調査によると、1億1千9百62万円の赤字となっているが、後年度の財政健全化を図る目的とされる地方財政法第7条による決算剰余積立金をしなかつた理由は。

内村副町長

これまでの本町の決算において、決算剰余金の積立てた状況がないこと、特別な目的に充てるべきものがなかつたことから、24年度に繰り越す処理を採ってきた。

近藤委員

22年度は1億2千万円、23年度も約1億2千万円の大幅な赤字となった主な原因は。



文化祭空手披露

内村副町長

予算の作成時に、交付税の見込みをかなりシビアに見ており、国の施策により、一定程度の額が確保されたことと、経費について、出来るだけ節減を図ってきたことが要因である。

近藤委員

地方交付税が予算より約5千万円多くなっているが、地方債の臨時財政対策債の借入れが約1億3千万円となっている。

多額の決算剰余金が見込まれるとき、減債基金になど積立てるなどし、利息の高い一般単独債の繰上償還に充てるべきと考えるが。

内村副町長

臨時財政対策債は、国の交付税措置が百パーセントの財源措置となっている。

ここ数年來、将来負担比率、実質公債費比率の財政指数が大幅に改善されており、何かあった時の対応を、財政の良い時代からこそ考えるべきであり、委員の指摘を踏まえて、検討を進めていく。

近藤委員

公営住宅使用料の収入未済額が2千1百8万円で、現年度分の35・9%が現状であるという結果である。

昨年の答弁で、強制執行の手続きについて、弁護士と協議をするとのことだが、23年度では、そういう徴収体制を実行したのか。

林建設課長

公営住宅滞納分の徴収は、6月、8月、10月、12月に催告状を出し、期限まで納付していただけではない方には、電話・訪問等で納付依頼している。

強制執行対象者には、明渡請求まで行おうと、弁護士に相談してきたが、その前に退去することとなった。

近藤委員

町の職員独身寮は、今、誰も入っていないが、今後の方向性をどうするのか。

菅原町長

老朽化もしており、リニューアルして町外の方々に入居してもらい、定住化を図る考えであるが、福祉関係で使えないかの検討も行っている。

近藤委員

経常収支比率が、前年度と比較して全費用項目で上昇しており、全体で9・6ポイント増となっている。

1年間で約10%の上昇は、異常な伸びであり、これをどう分析しているのか。

内村副町長

大きく上昇しているのは、人件費と物件費である。

人件費は昨年と比較して、3百万円の伸びで、そう大きな伸びが、全体の中では、2・4ポイント上昇していることから、今後、様々な努力を行い、増やさないように努める。

近藤委員

喜茂別厚生クリニックの件で、9月定例会に同僚議員から今後の方向性についての質問があり、町長は、「町政懇談会において、町民の声を聴く」と答弁しており、また、「新たな視点で取り組んでいく必要があると認識している」とも答弁しているが、町長の新たな視点の決断について伺う。

菅原町長

様々な形での調整は行っているが、現段階では結論は出していない。

町づくり懇談会等で、皆様方の忌憚のない知恵を拝借してまいると考えている。



保育所お遊戯会

近藤委員

町広報及び観光トイレ清掃等の業務を、商工会から別な団体に委託していた件で、平成23年度の現状はどうだったのか。

内村副町長

前年と同じ形を採ってきた。

近藤委員

昨年の決算委員会で質問したにも関わらず、23年度も22年度と同じ形でやってきたということだが、広報に関しては、商工会が日常から行政情報を持つことが出来ないことから、全く無意味な委託と思う。

別な方法でやるべきと思うが、何故、同じ方法を採ったのか。

内村副町長

昨年度の決算特別委員会で、種々質問があつたが、年度当初に契約を行つており、指摘を受けたことについては重く受け止め、平成24年度から方法を変更したので、理解願いたい。

近藤委員

成人保健事業のインフルエンザ予防接種が4百6名受診と記載されているが、総合住民健診の3百8名を抜いており、住民

の関心の高さを示している。

インフルエンザは、幼児から高齢者まで、幅広く感染するもので、現状の助成制度はあるが、助成のレベルアップをし、感染防止の拡大をすべきと思うが町長の考えは。



鈴川小学校学芸会和太鼓

菅原町長

インフルエンザの予防接種については、健康管理と予防の面での啓発を行い、効果が現われてきたものと認識している。

接種費用の受益者負担は、必要であると思つているが、全額（町費で）、全町民に対応することが、医療費の大幅な削減にな

るとすれば、改めて精査を行う。

菊地委員

経常収支比率が88・7%となり、財政の硬直化というものに対し、非常に心配している。

今後の町財政の見通しと状況を町民に明らかにするため、中期的な財政運営計画を作成する必要があると思うが、町長の考えを伺う。

菅原町長

光通信など、国の補助対象事業を中心に進め、経常収支比率が下がった時期も、ここ数年あつたが、喜茂別町の財政構造からすると、90%前後は有り得るものと思つている。

財政調整基金とか起債の残高などの計数事態は改善しているものの、将来的に抱えている水道管の老朽化、或いは、本町の様々な公的施設など、これに対する課題があり、総合計画のラインに乗って、進めていきたい。

菊地委員

俱知安厚生病院に対し、救急医療の関係もあつて、赤字補てんをしているが、本町にとって、財政的には厳しいものがある。

総合的な医療対策を念頭にお

いた判断の上で、協議会の中で厚生連に対して厳しい意見を述べる時期に来ていると思うが、町長の判断と考えは。

菅原町長

俱知安厚生病院に対しては、私の意見が、他の議会で問題になったようであるが、非常に厳しい意見を申し上げている。

この度の震災や福島のことを想定すると、俱知安厚生病院の重要性が明らかであり、健全な経営は勿論のこと、期待をすることは大であることから、厳しい意見を言つている。

来年度以降の俱知安厚生病院の健全化計画が、来週、発表される状況であり、それを見ながら対応していきたい。

菊地委員

喜茂別厚生クリニックについても、赤字補てんをしているが、その原因の一つとして、患者の多くが他町村の医療機関に流れている実態がある。

クリニックが喜茂別から消えた時に、町民の安心感守れないので、存続させる方向性だと思つたが、町の財政負担が果たして耐えられるのかの問題がある。町長は、リーダーシップを持

って、議会に対して、改革の基本的な考えを示すべきと思うが。

菅原町長

喜茂別厚生クリニックは、基本的な考えとして、無くしてはならなく、それ以外の選択肢はないので、その為の鋭意努力を行っていく。

菊地委員

胆振線の代替バスは、赤字補てんにより運営しているが、人口減もからめて、利用者数が減少し、今後も赤字経営が続くことは必至である。

現在の倶知安町から伊達市の路線のあり方について、関係自治体の首長が協議し、見直しの検討をする時期がきていると思うが、胆振線代替バスの将来の姿を町長はどのように考えているのか。

菅原町長

2年ほど前から、地域の町づくり懇談会において、様々な意見をいたいただき、住民の足の確保は、今の路線バスでは中々かなわないと聞いている。

倶知安町やニセコ町で運営しているデマンドバスの方法もあり、住民の足を確保するため、

思い切った考え方も必要であることから、しばし、時間が欲しい。



中山峠事故防止対策会議 旗の波

越後委員

厚生クリニックに関し、9月定例会の一般質問で、「医療については厚生連にお任せという待ちの姿勢ではなく」と町長は答弁しており、各委員の質問に対する答弁は、むしろ後退している。

ひとつの選択肢の中に、町営でも取り組むという考えはあるのか。

菅原町長

町直営となると、医師、看護師等を確保することは難しく、可能性があるとすれば、むかわ町が実施している、指定管理者制度により進める方法も検討している。

越後委員

監査意見書に、町道旧停車場線改良工事施工結果についての監査指摘があったが、そのままなのか、或いは、一定の改良を行うのか。

林建設課長

通年よりマイナス20度以下の期間が長期間続いたため、路盤が凍上したもので、6月に施工会社による補修工事を行った。

9月に国土交通省所管調査が行われた際、不正な工事内容でないが、再度、手直しが必要との講評を受けた。

施工会社と協議をし、来年の春に再度補修するとの申し出を受けている。

日下委員

中山峠の観光施設について、加森観光との賃貸契約は、いつまでか。

桜井産業振興課長

平成25年3月となっている。

日下委員

施設も老朽化し、入込み数も相当減少しており、前回は賃料の見直しをしているが、今回はその話を既に行っているのか。

桜井産業振興課長

次の更新の部分は、今の社会情勢等を勘案して、これから話し合いをすることになっている。

日下委員

老朽化した建物の維持管理や建替え、取壊しを考えると、町の財政に大きな影響が出るのが予想されるが、今後、中山峠の施設をどうするか。

菅原町長

施設の老朽化、入込み数の減少等、更に、水の確保という問題が生じており、また、改善を要求されていることも多くあるが、多額のお金を投資している施設であり、かつ、物産館には社会的な要求もあると思うので、話し合いを行い、新たに賃貸契約ができればと考えている。

日下委員

今は、賃料収入が上回っているが、中山峠の重要性からすると、町が実質負担しても残すということか。

菅原町長

本町の観光行政は、今まで中山峠が中心であったが、観光面で違う価値観が芽生えることができれば、閉鎖を含めて考えていかなければならないと思っている。

日下委員

経常収支比率上昇の要因として、公債費も1千万円ほど増加している。

公債費は、過去の地方債の償還に充てるものであるから、急激に減らすことはできない。

財政の健全性を検討する時に、注目すべきものと思うが、見解は。

内村副町長

財政指標の数値は、5年前と比べ、実質公債費比率が約7ポイントほど下がっており、相当改善されているが、本町の財政構造は、交付税が大きな影響を及ぼしているので、適切に維持で

きるよう努めていく。

日下委員

本町は、水道の整備、中山峠の老朽化対策、医療・介護など一般会計からの繰出し等、財源を必要とする課題が多くある。

財政の安定化を図る目的の基金を安易に、取り崩して使うことなく、財政計画を立てて、将来の負担に対応すべき基金を積み立てる必要があると思うが、町長の見解は。

菅原町長

財政調整基金は、5億円を指し、その基準を超えることができたが、使い方についての指摘を幾人かに受けている。

様々な需要が考えられ、計画を立て、目的を持つという必要性を感じたので精査していく。

日下委員

財政計画とともに、総合計画の中の実施計画を立てることになると思うので、併せて議会に示し願いたい。

菅原町長

泊原発等の関係で、「消防機能はどうなのか」という申し入れがあり、近々に行動を起こさな

ければならない場面も出てくることも考えられ、その時、財政に不安が残らないよう、計画を立てたいと思う。

近藤委員

公共下水道事業で、浄化センターの管理委託をしているが、委託料が1千6百70万円の費用となっている。

このコストを考えた時、資格者の養成等の施策を行い、町内業者による管理を検討してはどうか。

林建設課長

管理における条件として、第3種下水道処理施設管理技師等5科目の資格が必要である。

本町の業者の中に、あと一部の資格を有すれば、指名ができる会社もあるので、指導を深めていきたい。

菅原町長

是非とも、町内業者の育成を図りたいと考えており、地域でお金が回るようなシステムを最優先し、民間業者とともに、本町の発展を願いたいと思っている。



クロスカントリー練習

共有不動産分割の訴えに関する調査特別委員会審議要旨

平成19年度まちづくり交付金事業により取得し、裁判により真正な登記名義の回復を命じられた郷の駅の一部の土地を、価格賠償により取得するため、9月14日に共有物分割の訴えを起した。

これに対し、被告訴訟代理人の弁護士から10月29日付で答弁書提出があり、その内容は、請求の主旨に対し、「①原告の請求は棄却する。②訴訟費用は原告の負担とする。」との答弁であった。

また、喜茂別町がこの土地を購入するに当たって、まちづくり交付金事業で進めてきた事務的手続きのことは知らなかったことであり、被告代理人が賠償金として要求した2千万円という金額が法外であるという事実評価の部分は、被告は原告と同様の認識は持っていないので争うとの内容である。

その後、11月6日に第1回口頭弁論があり、裁判官より価格の点につき、被告の方で調査し、折り合いが付かなければ鑑定によるとされ、双方とも承諾した。

(11月19日開催特別委員会)

日下委員長

共有不動産分割の訴状に関しての質疑を行う。

近藤委員

今までの裁判の経過からして、被告は土地の価格以上のものを考えていると思うが、町長は、この答弁内容に対し、どのような考えを持っているのか。

菅原町長

町としては、当然の主張をしていると思うので、争うことには変わらない。

近藤委員

現段階では、訴状で町が示した金額、2百いくらの額、これ以上払う必要はないという考え方が。

菅原町長

裁判所の調停が入ってくるものと思われ、可能な限り、従っていきたくと思うが、判決を見てみなければ、何ともコメントしようがない。

近藤委員

調停か判決か、どちらになるか分からないが、現段階は、訴状で提起した金額、それ以上払う考えはないということか。

菅原町長

町が提案したものは、調査の下で出しており、第1回の口頭弁論の中で、相手方が話していることなので、「2千万円絶対引かないぞ」ということでなくなった。

折り合いが付かなければ、裁判所の調査によることになるかも知れないが、これは見てみなければ分からない。

日下委員長

次に、既に結審した裁判についての質疑を行う。

菊地委員

訴状や判決文を詳しく見たが、原告側からK被告の遺産分割協議証明書は偽造であるとの訴状の中で、平成19年12月19日、平成19年12月28日の2度にわたって、原告の方から町の担当職員に、これは偽造であるから、残代金の支払いの停止をするよう申し入れたと述べられているが、町長は、このことを担当職員から報告を受けていたのか。

菅原町長

弁護士を名乗っているものから、その申し入れがあった報告は受けている。

弁護士であるので、町に来て話をしてくると思っていたが、電話1本であるので、認めがたいという想いは確かにあった。

菊地委員

それは口頭か、決裁文書で上がったのか。

菅原町長

口頭である。

菊地委員

町長がこの件に対し、軽く発言していることに危惧して、平成21年に一般質問をした。

原告からの申し入れを重く捉えたならば、原告側やK被告の方に調査をして、まだ残りのお金が半分残っていたので、色んな手だてが考えられたと思う。

裁判に全面的に勝訴したのであれば、やってきたことが正しいとなるが、半分負けた訳だから、色んなことを疑ってやるべきであったと思う。

何故、そういうことを考えないで、一連の作業を職員に命じて、支払等を続行したのか。

菅原町長

当初は、弁護士という名を騙っているだろうと判断したが、その後、札幌弁護士会の所属か、或いは、どこなのかという調査を行い、最終的な判断をしたが、その経過については、総務課長から時系列で説明する。

細田総務課長

平成19年12月19日に、相手方の代理人と名乗る弁護士から電話があり、その内容は判決に記載のとおりであるが、一方的な口頭での電話であったので、文書で提出いたいただきたい旨の申し入れをした。



フレッシュ大学・中学生のそば打ち交流

電話の後、本町職員としても、その弁護士が実在するかの確認を取り、実際に所属していることを確認している。

弁護士であれば、法的な手続きがあるかと、その動きを待っていたが動きはなく、平成19年12月26日に、町村会の顧問弁護士に契約条項上、支払義務と比較して、どう判断するかについて相談し、現段階での代金支払いには問題ないと判断をいただき、12月27日に内部決裁を取り、12月28日に代金の支払いを完了した。

菊地委員

町づくり交付金事業を進めたことの想いから、事実関係を含めた調査をしなかったことが、この結果になっており、町は、経済的な負担も強いられているのではないのか。

菅原町長

個人的なことまでの調査はしていない、娘さんのことで何かあるとの感知はできなかったし、10数年前の関係まで察知できないと判断もしていた。

委員指摘の調査不足というところに決めつけられれば、そうだが、基本的な法的なラインは踏

んできています。

菊地委員

前回、町民に対する説明会はしないのかと求められ、6月27日に説明会を開いている。

今回の町政懇談会で、住民にこの流れについて説明しているのか。

菅原町長

違う案件があったこともあるが、踏み込んだ裁判結果にまでなっていないので、特段、議案として出していない、質問もなかった。

菊地委員

裁判の進み方では、多額の金額が支出されることになると思うが、議会も議決を求められた時、すんなり分かりましたと議決できない心配がされるが、町長はどう考えるのか。

菅原町長

議会としては、責任を負わなければならぬ部分もあり、色んな迷いがあるが当然と思う。そうならないよう、きちっと対応したい。

菊地委員

町長は、住民が関心ないからとか、質問がないからという言葉をに出しているが、説明しなかったら質問も出ない。

説明会も、議会から言われたから開いたとの話を聞いているが、そういう認識ではいけないと思うが、町長は、この重さをどう捉えているのか。

菅原町長

町づくりに関係して、国の交付金事業、或いは、道の補助までいただいで、やっている事業であり、大変、重いものと思っ

ている。
この事業で、喜茂別町の町も随分変わり、イメージも変わったが、そこにこういう問題が潜んでいることは、きちっとした説明をするべきと考えている。

近藤委員

今回の訴訟対象となっているのは2筆の土地であるが、K氏所有だった居宅並びに店舗の建物の物件は、Y氏への遺産相続の対象とはならなかったのか。

細田総務課長

訴訟の対象となったのは、土地だけであり、住宅、店舗の部

分は、本町に対しての訴訟の対象になっていない。

近藤委員

訴訟の対象となった土地の現在の位置はどこか。

内村副町長

郷の駅のトイレと情報案内所の建物のある辺りから、国道に向かつての位置関係になる。

近藤委員

判決が確定している2筆の土地について、真正な登記名義の回復を原因とする所有権一部移転手続きはしているのか。

細田総務課長

今現在は、していない。

近藤委員

平成19年12月19日及び12月28日に、Y氏の代理人より電話で申し入れがあったことに関して、K氏に対して直接内容を確認したか。

細田総務課長

平成19年12月19日に、森谷弁護士と名乗る方からの電話で内容を聞いた後、K氏の方に、このような電話が入っているが、

事実かどうかの電話確認をしている。

近藤委員

その結果は、どうだったのか。

細田総務課長

K氏に確認したところ、遺産分割協議に基づき、土地の移転登記をしているので、問題ないとのことであった。

近藤委員

極めて重要なことであるので、副町長あたりがK氏に対し、或いは、Y氏に会って確かめてから代金を支払うべきであったと思うが如何か。

内村副町長

1度、12月26日の支払日としていたが、19日にY氏代理人の弁護士の方から電話があったことから支払日を延ばし、町村会の顧問弁護士等とのやり取りの中で、契約に基づいて支出することが、法的に適正との判断をしたので、28日の支払いとしたものである。

今になって、直接会ってという指摘であるが、当時の段階では、K氏の言葉を信用して、手続きを踏んできた。



ハロウィン南瓜作り（鈴小）

近藤委員

その際、K氏には会ったのか、それとも電話か。

内村副町長

当時は、電話での確認である。

近藤委員

弁護士からきたのは、電話だから駄目だと、町が確かめる場合は電話だったというのは、やっぱりおかしい。

重要なこと、重要な時期だから、町を代表するものが、会って確かめるべきだったと思う。登記簿を信じて売買契約に至ることは、社会通念上多く行わ

れる行為だという説明だが、真正な登記名義の回復の登記原因も一般的なことである。

K氏の無権限の物件を買わせることになり、裁判上も損害賠償義務は免れたものの、主体案件の町の主張は認められなかった判決である。

何の落ち度もないという町長の発言は、当たらない発言であると思うが、町長は如何か。

菅原町長

ただ今、近藤委員が言われたことを深く受け止めて、今後、反省すべきものは、反省する。

近藤委員

以前に、K氏名義の土地を仮差押えしていると報告がされていたが、実質の所有者もK氏か。

細田総務課長

仮差押えしている土地の実質所有者の確認は、調査をする。

(12月7日開催特別委員会)

近藤委員

調査の結果はどうだったのか。

細田総務課長

登記簿上の所有者は、K氏と確認しており、現時点ではK氏という捉え方をしている。

近藤委員

裁判で判決の出た2筆の土地は、結果的に2分の1がY氏所有ということになった。

この仮差押えしている土地は、調査した結果、そのようになったのか。

細田総務課長

この仮差押えしている土地は、裁判で判決の出た2筆の土地と違い、遺産分割協議における提訴がされていないので、K氏所有の土地と捉えている。

近藤委員

この仮差押えしている土地には、K氏の建物が建っている訳でなく、実質所有者は、K氏ではないと聞いているが、その辺を含めて調査したのか。

内村副町長

以前に、建物を建てている方と話をすることがあるが、土地はK氏の所有であることと、売買を含めた関係も、K氏との間にあったことを聞いている。

近藤委員

登記簿上は、K氏の土地であるが、住宅を建てている方との問題が生じるとすれば、仮差押えした価値があるのかという問題がある。

実際に、仮差押えするだけの価値があつて、近い将来、お金に換えられる物件なのか。

内村副町長

換価できるかの件は、物件を



町民交流かるた大会

賃貸して、住宅を建てられている方との関係も、複雑にからんでくる部分もあるが、賠償額が確定した段階において、それらの換価について手続きを行い、また、K氏を対象に裁判を起すことになる。

近藤委員

町が人の財産を仮差押えするには、あらゆる点、角度から調べるべきで、住宅を建てている人の実質の権利かも知れない。現時点では、差押えする価値のある、換価可能な財産と断定できるのか。

内村副町長

現時点では、損害賠償の額も確定していないので、換価する云々とはならない。

近藤委員

判決が確定してから1年を経過し、Y氏の訴状内容によると、売買代金は既に支消し、残っていないとの回答をK氏の代理人からY氏の代理人にしている。

住民説明会資料の今後の対応によると、共有不動産の分割に関する訴えで、不動産を買い取った後、K氏に賠償金相当額を損害賠償請求するとあり、最後

になるが、手遅れにならないのか。

K氏は権限のない土地を、町に売り、町はその分損失することになる訳で、K氏に対しては何故、何もしないのか。

内村副町長

K氏との土地売買契約書に、売買した土地についての瑕疵があつた場合、K氏がその賠償を負うことになっており、弁護士を通して賠償云々の話はしている。

裁判資料にあるとおり、売買代金は、既に支消しているとの話もあり、仮差押えの土地を除いては、押えるものがなく、正式な請求はしていないが、弁護士を通して損害賠償をすると伝えてある。

近藤委員

判決が確定した時点で、行動を起こすべきであつて、町が払つたお金はあつたかも知れないが、どうか。

内村副町長

時系列で言うと、裁判を行っている段階で、K氏がY氏の代理人に、既に支消して残っていないと言っているの、裁判が

確定した時点では、支消してしまつてことになる。

近藤委員

確定判決では、町が被告K氏に対し、同契約に基づく補償金残金を支払ったことが、Y氏に対する不法行為を構成するといふことはできないとして、損害賠償を認めていない。

共有不動産分割に関する訴えに関し、損害賠償的にその要求を含めて、和解などがあつた場合に、応じる必要はないと思うが、町長の現時点での所見は。

菅原町長

裁判所の判決には従いたいと思つているので、応じなくても良いというまでは、考えていない。

内村副町長

判決の中で、損害賠償的な金額が確定すれば、判決に基づいた対応はしなければならぬ。

近藤委員

前回の委員会答弁で、町長は、北海道にも色々相談したとあるが、道のどこの部署か。

菅原町長

道路関係のことであつたので、建設関係である。

近藤委員

裁判の件について、道に本当に相談したのか。

菅原町長

正式な相談は、していない。

近藤委員

道に相談したというので、法政部門かと思つたが、委員が正式に質問した中で、正式な相談をしていない内容での答弁は適当でないと思うが。

菅原町長

町長としては、様々な所で相談しており、議場でそれを話すことは適当でないというのは、指摘のとおりだと思つるので、今後、気を付けたい。

近藤委員

確定判決も出て、町の主張が認められず、その部分は敗訴、そして現在は、共有不動産分割の訴えとなり、血税を使つての裁判沙汰になつている。

町長は、本件の最高責任者として、町民に対し、どのような

所感を持つているのか。

菅原町長

こういうことがあつたことは、現実の問題として受け止めなければならぬ。

今後、町づくりにおいて、様々な困難なものは出てくると思うが、中々見えないものもあり、果敢に挑戦して、こういうことにもめげないで、前に向かつて進めていくことが、課せられた任務であると思つている。

最善を尽くして、慎重に事を運ばなければならぬということだが、あまりに慎重になつて、物事を仕損じることもある一方であるので、これまで同様に、前へ進めていけるような、積極的な行政を進めていきたい。

近藤委員

それは、町民に対する言葉か。

菅原町長

町民に対する言葉でもあるので、よろしくお願ひしたい。

第5回 臨時会議案審議要旨(12月25日開催)

議案第1号

喜茂別町立診療所の設置及び管理に関する条例

この条例は、これまで北海道厚生連が運営していた喜茂別厚生クリニックを北海道厚生連から移管を受け、公の施設として管理運営を行うため、条例を制定するものです。

条例の主旨は、町民の健康保持増進に必要な医療を提供するため、町立診療所を設置することとしており、管理運営を指定管理者により行うことができる旨を規定しております。

条例の施行日は、平成25年4月1日とし、指定管理者の指定に必要な公募等の行為は、条例公布の日以後、行なうことができるとしております。

本会議で、提案説明を受けた後、総務常任委員会(菊地光男委員長)に付託して、議案の審議を行い、原案のとおり可決いたしました。

総務常任委員会の審議の内容は、次のとおりです。

日下委員

今までの、北海道厚生連に対する赤字補てんを止めて、町営として指定管理者制度を使うという、町の医療体制を大幅に変えようとしているが、何故か。

菅原町長

厚生クリニックに対する赤字補てんは、ここ数年の課題であって、徐々に運営状況が悪化し、赤字額も増えてきており、何とかする必要があった。

このまま、5千万、6千万とどんどん増えていく赤字を補てんしていく訳にはいかず、また、医療の問題を行政として責任を持つて、住民の生命を守ることを、この制度の下で、正面から考えていくとしたものである。

日下委員

医療に対する方向性の転換については、理解するが、何故、指定管理者であるのか。

菅原町長

単に委託という方法もあるが、効率的なものや競争原理を働か

せる点で、指定管理者制度は最適なものと考えている。

日下委員

厚生連に対する赤字補てん額は、近年、4千5百万円から4千7百万円になっている。

この指定管理者を公募する資料によると、上限が3千5百万円となっており、1千2百万円減ることになるが、その根拠は。

内村副町長

3千5百万円を上限とした根拠は、厚生クリニックにおける1日当たりの患者数を基にしたもので、平成23年度で36名、24

日下委員

年度は34名であるが、クリニック開始当時の54名として積算し、外来収入を5千4百万円、健診等の収益6百万円と合わせ、収入を6千万円とした。

費用については、平成23年度の実績と減価償却費を勘案し、9千5百万円とし、収支の差が3千5百万円となったもので、その金額を上限とした。

これまでの赤字補てんは、町の自主財源のみだったが、町が設置することで、交付税が入ることだが、間違いないのか。また、額はいくらか。



デイサービス年末恒例年越しそば打ち

内村副町長

町立の診療所は、普通交付税の方で、平成24年度数字で7百10万円となっている。

日下委員

今までの赤字補てんの時と比べ、7百10万円が町に入ってくるので、町の純粋な持ち出しは2千万円安くなるということの認識で良いのか。

内村副町長

これまで厚生連への損失補てんを行っている段階でも、特別交付税において措置された時もあったが、町立診療所となると普通交付税の単位費用に算定されるので、2千万円程度の経費が縮減されることになる。

日下委員

町営であれば、建物と備品を取得することになるが、その経費は如何ほか。

菅原町長

厚生連との話し合いの中では、当初、2千数百万円とのことであつたが、現在は、1千6百万から1千7百万円位、それを赤字計上し、翌年度赤字補てんすることになる。

日下委員

町営にするには、厚生クリニックの施設を譲り受けて、初めて公設となるが、厚生連との確認はできているのか。

菅原町長

基本的に、そういうことで申し入れをしており、幾度かの話し合いも行っている。

日下委員

医療事故が起こった場合には、指定管理者が責任を負うのか。

内村副町長

指定管理者においては、医療賠償責任保険に加入してもらい、第一義的には、指定管理者が対応することになっている。

日下委員

指定管理者の選考にあたって、町長は何を重視して、選考していく考えか。

菅原町長

今までは「診療」に力点を置いてきたが、今後は「健康」や「予防」までの対応ができることが一つの条件となる。

日下委員

厚生連とは、歴史的な関係で70年近く、お世話になっている。喜茂別厚生クリニックと町との関係は、一旦切れることになるが、俗に言う喧嘩別れにならない配慮をする前提の下に、医療に対する体制をどう変えていくつもりか。

菅原町長

厚生連とは、70年近い付き合いで、本心に敬意を表する。

医療環境が変わり、医療抑制政策が出て、赤字に転落する状況になっており、最初は3分の2、今は百パーセント支援することになっている。

町の財布は、際限なくある訳でなく、何らかの基準を示さなければならぬ。

町立にして指定管理者にする利点については、医療機器の更新や建物の修繕等に過疎債等の国の財政支援が受けられることが一つである。

仕切り直しということも、今の時代はあるのではないかと思うし、競争社会の中で提案できるのが、この指定管理者制度であると思っているので、今回、この提案をした。

館内委員

3千5百万円を上限として、指定管理者に交付するところがあるが、プロポーザルをやって、患者数が少ない場合、上げてくれとの要請が考えられるが、何年位を目途としているのか。

内村副町長

プロポーザルにあたって、指定管理の期間を5年間としている。5年後には、患者数等の状況を勘案した見直しが必要かと考えている。

館内委員

患者数が少ない、3千5百万円では、どうにもならないと言われた場合には、どうなるのか。

内村副町長

町の定めた上限については、大体の内訳に基づいたもので、参加事業者は、金額を設定して応募してくるものと考えている。

大幅な医療報酬の見直し等があつた場合には、期間内での見直しはあり得ると思うが、5年間の間は、上限を3千5百万円としたもので対応する。

近藤委員

厚生連が運営していた病院を止めて、町立診療所として、プロポーザルの方法という、町村の例があるのか。

内村副町長

病院としては、胆振管内のむかわ町が、厚生病院だったのを町立の病院に移管して、指定管理者で行っている。

村立の診療所は、泊村の診療所を指定管理で行っている事例がある。

近藤委員

町立診療所設立にあたって、町負担の軽減化と高度な診療体制により、利用者数が増加することが重要なポイントだと思いが、どう見込んでいるのか、具体的に示してもらいたい。

菅原町長

公募を前提としているので、具体的なことは言えないが、町負担の軽減では、3千5百万円の条件を付すること、患者数の増加では、応札してくる企業がより良い医療体制を組んでくるという点である。



喜茂別町成人式

近藤委員

町負担の軽減は、非常に重要なことであり、経営が上手くいかないから等の事由で契約額を変えることは、あつてはならないと思うが、町長の考えは。

菅原町長

町負担の軽減は、確かなものでなければならぬ。人口減少により、厚生クリニックの患者数の減少や医療機器の老朽化による負担増が見込まれており、その対する挑戦として指定管理者の形を採ったことを理解願いたい。

近藤委員

プロポーザルで決まった団体に支援金を交付することになるが、民間で経営している医院との関係は、どう考えているのか。

菅原町長

これまで本町の支援は、厚生連だけとしており、そのことは今後も踏襲していく。

近藤委員

過疎地の医師確保は、困難を極めるもので、その点でプロポーザルの応募があるか心配している。

プロポーザルの応募の感触を、どう捉えているのか。

菅原町長

何点か話しかけているが、応募してくるかとなれば、不安は残るが、応募に応えていただければ、私たちも努力してまいりたい。

堀委員

上限を3千5百万円としているが、民間業者の場合、3千万でも良い気がするがどうか。

菅原町長

一応、基準を持たなければならぬことで設定しているが、それ以下でやるところがあれば、大変助かる。

堀委員

民間業者の場合、3千5百万円を上限と謳われたら、例えば、3千万で済んでも、3千5百万の申請をしてくると思うが、その辺の見解は。

菅原町長

厚生連がこれまでやってきた基準は、それなりの理由があつて、そこに達しており、それを尊重して根拠とした訳であるの

で、理解願いたい。

堀委員

アイン薬局が、今現在、営業しているが、どうなるのか。

内村副町長

公募する事業者が、どのような考えを持つかということになるが、基本的には現状の体制を踏んでいただくことが、一つの考えであるので、その時点での話し合いになってくる。

堀委員

先日の委員会で、従業員の継続についての質問に、町長の方



保育所クリスマス会

からもお願いするとの回答があったが、そのことはどうか。

菅原町長

従業員については、地元雇用に尊重していただくことで、対応していく。

越後委員

前回の資料では「町営病院」で、今回の条例では「町立病院」となっているが、法的な違いはあるのか。

内村副町長

町が設置して運営していくものが「町営」、町が設置して指定管理者が運営していくのを「町立」の診療所とする形で、条例を精査したので理解願いたい。

越後委員

町立診療所に移行した時に、国の補助金を受けて購入し、運行している患者輸送バスを患者の送迎に使うことは、法律上も問題ないのか。

内村副町長

まさしく、患者を病院なり、診療所なり医療機関に輸送することなので、町立の診療所になっても、問題はない。

越後委員

今回、厚生連から譲り受ける建物等以外に、厚生連が何棟か町内に住宅を持っているが、これらについての協議はされているのか。

内村副町長

職員関係の住宅等、何棟かについて、厚生連と協議を行っている。

越後委員

北海道住宅供給公社で建てた看護師宿舎は、町が引き取って町営住宅化したということでしょうか。

内村副町長

町が住宅供給公社への償還を進めている段階であり、平成26年度で償還が終わることになっている。

病院から診療所に変った段階で、看護師の数が大幅に減ったことから、厚生連を始め、住宅供給公社の理解をいただき、町のあらゆる方が入れる住宅に変更したところであり、今後も町営住宅として使用してまいります。

編集後記

新年あけましておめでとうございませう。

本年度は、例年になく大雪と寒波の続く年となっております。

12月の定例会では、3名の議員からの一般質問と議案等々が審議されました。

その中でも、注目されているのは、約70年続いた喜茂別厚生クリニックが終わり、町営の病院へ生まれ変わるための審議が行われています。

時代に合わせた町づくり、病院づくりは、大変なことだと思いますが、町民にとつて安心・安全に暮らせる喜茂別町になるように、力を入れていきたいと思っております。

私自身の今年も、自己研鑽の精神で、もっと己を磨いて、役に立てるよう精進していきます。

議会広報編集委員会

副委員長 松橋 正樹